

# 成年後見制度必要性の判断と相談窓口（延岡市）

高

種類

対象と内容

☑必要性の判断（具体例）

相談窓口

## 任意後見制度

判断能力が低下する**前に自分が契約**で後見人を選ぶ  
(将来、判断能力が低下した時に備えておく制度)



移行型  
将来型

**【移行型】**  
委任契約と任意後見契約を同時に**結び**、本人の判断能力低下後に任意後見に移行する。

**【将来型】**  
委任契約は**結ばずに判断能力低下後**に任意後見スタート！



即効型

**【即効型】**  
すでに判断能力が低下し始めており**任意後見契約後すぐに**任意後見スタート！

- 【判断能力】**
- ☐今は、判断能力は低下していない。もしも判断能力が不十分になったら支援してくれる人が欲しい。
  - ☐判断能力が少し低下しているが、任意後見契約を締結することはできる。
- 【財産管理・身上保護】**
- ☐病気のため、あるいは年をとって足腰が不自由なため、代理人を選んで生活の支援や療養看護、財産管理等の事務を任せたい。

- 【延岡公証役場】**
- ☐TEL (0982) 21-1339
  - ☐対象  
本人に契約を締結するという意思があり、その契約を締結するだけの意思（判断）能力が必要です。
  - ☐内容  
遺言、相続や任意後見契約等、公正証書作成の無料相談をお受けしています。

判断能力

## 法定後見制度

判断能力が低下した**後で家庭裁判所**が後見人を選ぶ



補助

**【判断能力に少し衰えがある】**  
補助人に**一部の**契約・手続等の同意権・取消権や代理権が与えられる



保佐

**【判断能力にかなり衰えがある】**  
保佐人に**財産上の重要な**契約等の同意権・取消権や代理権が与えられる



後見

**【判断能力が非常に減退している】**  
後見人に**全ての**契約等の代理権・取消権（日用品の購入などは含まれない）が与えられる

- 【判断能力】**
- ☐認知症や知的障がい、精神障がい等で判断能力が低下している。
- 【財産管理】**
- ☐通帳や印鑑の紛失・再発行を繰り返してしまう。
  - ☐収支の管理が一人ではできず、金銭管理に問題がある。
  - ☐不必要で高額な買い物をしたり、消費者被害に遭ったことがある。
  - ☐不動産の管理、処分や定期預金の解約手続きなどが必要。
  - ☐借金の整理が必要だったり、他人の保証人になってしまう。
  - ☐生命保険などの請求・解約等手続き、税金の申告が必要。
  - ☐遺産相続の手続きが必要。
- 【身上保護】**
- ☐医療・福祉サービスの内容が理解でき、支援すれば本人が契約可能。
  - ☐医療・福祉サービスの内容が理解できず、本人に代わって契約が必要
  - ☐住居の賃貸借契約の手続きが必要。
  - ☐医療機関への治療・入院等の内容が理解できず、本人に代わって契約が必要。
- 【その他】**
- ☐本人を支援してくれる親族がない、又は親族の協力が期待できない。
  - ☐虐待や搾取、権利侵害の恐れがある。
  - ☐本人の財産（日常生活費も含める）を親族又は第三者が管理している。または、管理に問題がある。

- 【延岡市社会福祉協議会】**
- ☐あんサポ TEL (0982) 32-6555
  - ☐対象  
1) 認知症、知的障がい、精神障がいなどで日常生活の判断に不安のある方  
2) あんしんサポートとの契約内容について理解できる能力がある方。
  - ☐支援内容  
福祉サービス利用の手続き、日常的なお金の出し入れ、大切な書類の預かりなどのお手伝いをする。
- 【高齢者の窓口】**
- ☐地域包括支援センター  
(各担当地区の窓口へ)
  - ☐健康長寿課 TEL (0982) 20-7203
- 【障がい者の窓口】**
- ☐基幹相談支援センター  
(各担当地区の窓口へ)
  - ☐障がい福祉課 TEL (0982) 22-7059
  - ☐対象  
すでに判断能力が十分でない方（認知症・知的障がい・精神障がい等）
  - ☐支援内容  
判断能力の不十分な方々を保護し、支援する。

低